

イスタンブール 安全の手引き

2019年1月

在イスタンブール日本国総領事館

Tekfen Tower 10th Floor, Büyükdere Caddesi No.209,
4 Levent, 34394 ISTANBUL

tel: 0212-317-4600 (24時間対応)

fax: 0212-317-4604

website: https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/

e-mail: ryoji@it.mofa.go.jp (領事班)

領事班の窓口受付時間：

平日 9:00～12:00及び13:30～16:30

目 次

I	はじめに	1
II	防犯の手引き	2
1	防犯の基本的な心構え	2
2	当地における治安情勢	2
	(1) 一般治安	
	(2) テロ	
3	防犯のための具体的注意事項	3
	(1) ぼったくりバー（友達詐欺）	
	(2) 置き引き・スリ	
	(3) 悪徳じゅうたん店	
	(4) タクシー料金詐欺	
	(5) クレジットカード詐欺	
	(6) 性犯罪	
	(7) その他	
4	住居・生活の安全について	6
	(1) 住居の安全	
	(2) 外出時の安全	
5	その他の注意事項（トラブルにならないために）	7
	(1) 写真撮影にご注意！	
	(2) 薬物犯罪にご注意！	
	(3) 不法就労・不法滞在にご注意！	
	(4) デモ活動にご注意！	
	(5) 不敬罪にご注意！	
	(6) 骨董品の購入・持ち出しにご注意！	
6	交通事情と事故対策	8
	(1) トルコの交通事情	
	(2) 事故が発生したら	
7	テロ・誘拐対策	9
8	緊急連絡先	10
9	緊急時に役立つトルコ語	10

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	11
1 平素の準備と心構え	11
(1) 在留届と「たびレジ」	
(2) 緊急時連絡方法の申合せ	
(3) 移動手段の備え	
(4) 情報収集	
2 緊急事態に備えてのチェックリスト	12
3 緊急時の行動	12
(1) 家族の無事の確認	
(2) 日本の家族や関係者への連絡	
(3) 情報収集	
(4) 避難するかどうかの見極め	
4 避難の際の注意事項	13
Ⅳ 最後に	14
1 総領事館は全力を尽くします	
2 緊急事態発生時には混乱が予想されます	
3 これだけはお願いします	
4 その他	
【付録】	15
新市街 タクシム地区	
旧市街 スルタンアフメット地区	

I はじめに

皆さん、イスタンブールへようこそ。

トルコ国民は一般的に親日的であり、いろいろ親切にしてくれる人がたくさんいることと思います。また、イスタンブールは一般に治安もよく、日本人が生活する上で安全面の心配はあまりないと言われてきました。

ところが、殺人や強盗などの犯罪発生率は日本よりも高く、近年はイスタンブール大市内の観光地や繁華街において、反政府勢力グループ等による爆弾テロ事案が発生するなど、我々外国人も十分な注意や警戒が必要になっています。

海外で生活する上で決して忘れてならないのは、「自分の身は自分で守る」という心構えです。日本のように全てのサービスがすみやかに受けられるとは限りません。犯罪の被害に遭い、誰かに助けを求めようにも、意思疎通がなかなかうまくいかないのが普通です。

普段危険を感じることはあまりないとはいえ、ここはあくまでも外国であり、文化も習慣も決して日本と同じではないということを十分認識し、常に身の安全に気を配りつつ、楽しいイスタンブールでの生活をお過ごしください。

皆さんがイスタンブールで安全な生活を送る上で、この手引きが少しでもお役に立てば幸いです。

2019年1月
在イスタンブール日本国総領事館

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

犯罪の被害から身を守るため、次の点に注意してください。

- 日本では考えられないようなことが、海外では突然起こり得るということを認識しましょう。
- どんなに親切にされても、見知らぬ人に対する警戒は怠らないようにしましょう。
- 初対面なのに、いきなり流ちょうな日本語で、甘いほめ言葉やおだてを言ってくる外国人には関わらないようにしましょう。
- いざ犯罪の被害に遭ったときには、まず身の安全を第一に考えて行動しましょう。
- 何かあったときにどうするか、普段から家族同士で又は日本にいる家族や関係者と話をしておきましょう。

2 当地における治安情勢

(1) 一般治安

トルコ内務省は犯罪統計を発表しておらず、数値による日本との比較はできませんが、一般的に殺人や強盗等の凶悪犯罪は多い傾向があります。また、一見して外国人と分かる日本人は、犯罪のターゲットとなり易く注意が必要です。

(2) テロ

2017年1月1日未明に、年越しを祝う外国人で賑わっていたイスタンブールのナイトクラブで発生した銃乱射事件以降、イスタンブールにおいて大規模テロ事件は発生していませんが、治安当局はテロ対策オペレーションを連日のように実施し、テロ組織関係者の摘発に注力しています。

油断することなく、常日ごろから警戒心を高めるとともに、慎重な行動を心がけ、事件事故に巻き込まれないよう十分に注意願います。

ア ISIL

イスタンブールは、欧州、中央アジア等からイスラム過激派組織「イラク・レバントのイスラム国 (ISIL)」に合流するためシリアを目指す外国人戦闘員の中継地となっていたため、今でも ISIL 支持者等がイスタンブールを始めトルコ各地に潜伏している可能性があり、また、シリアの ISIL 関係者が難民を偽装してトルコに入国する危険性も指摘されています。トルコ治安当局は引き続き ISIL に対する取締りを強化していますが、2016年11月には ISIL 指導者アル・バグダーディがトルコ本土等への攻撃を、同年12月には ISIL 広報官がトルコ政府機関等への攻撃を呼び掛けたほか、2017年1月にはイスタンブール市内のナイトクラブにおいて ISIL による銃乱射テロが実行されて多数の外国人を含む死傷者が出ています。

イ PKK

トルコ政府と反政府武装組織クルド労働者党（PKK:別名「クルド人民会議（KONGRA-GEL）」）の間で進められていた和平プロセスが頓挫し、2015年7月以降、再びPKKによるテロ活動が活発化しました。トルコ東部及び南東部では、軍や警察等に対するテロが継続的に発生していますが、イスタンブールの市街地においても2016年12月にサッカースタジアムの警備に従事していた警察官を標的にしたと見られる自爆テロが発生しています。

ウ DHKP/C

2015年以降、左翼系反政府武装組織「革命人民解放党／戦線（DHKP/C）」によるトルコ警察等政府機関をターゲットとするテロが活発化しました。昨年来、DHKP/Cによるテロは発生していませんが、DHKP/Cによるテロにも依然として注意が必要です。

※トルコ国内の詳しい治安情勢等は、外務省海外安全ホームページをご覧ください。
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

3 防犯のための具体的注意事項

以下は、いずれも日本人が実際に被害に遭った事例とその対策です。また、日本人の断れない性格をうまく利用した犯罪も後を絶たず、集中的に狙われています。

当地では被害に遭った本人自らが、被害のあった日から6か月以内に事件の発生場所を管轄する警察署へ被害届を提出しなければ、警察は犯罪に対する捜査をしてくれません。

最近では加害者側も会話の中で、被害者がいつ日本へ帰国するのかをそれとなく聞き出して、帰国日近くに犯行におよび、被害者が警察に被害届を提出できない状況を狙うようになっていきます。

なお、外国語を話す警察官が少ないため、被害届を提出する際に、被害者側にてトルコ語通訳を手配するよう言われることがあります。通訳が必要な場合には、当館までご相談ください。

(1) ぼったくりバー（友達詐欺）

○事例 タ方や夜間、スルタンアフメット地区やタクシム地区（特にイスティクラル通り）を一人で歩いていたら、自分も外国人旅行者だと名乗る若者から親しげに声を掛けられ、会話が弾んで友達になった。その後、「自分の知っているいい店があるから一緒に飲みにいこう」と誘われ、タクシーで連れて行かれた。店に入ると女性が隣に座って接客され、一緒に飲食をとともにした。いざ支払いになると、数十万円相当の金額を要求され、外国人（店の仲間）からも「仕方がないよ」と割り勘での支払いを促された。支払いを渋ったら別室に連れて行かれ、大柄で

強面の男達に囲まれてしまい、支払わざるを得なかった。または、所持金が無いと言ったが、クレジットカードでの支払いを強要され、店外のATMで現金を引き出させられた。

- 対策 一番の対策は、知らない外国人（トルコ人を含む。）からの怪しい誘いには絶対に乗らないことです。騙されたと分かった後で警察に訴えたとしても、店側は営業許可や監督機関から認められた高額な料金表を用意しているほか、被害者が実際に飲食している様子やクレジットカードを使って自ら支払った様子をビデオに撮影していますので、被害に遭ったとの説明が難しくなります。

また、いったん支払っておき、後でクレジットカードを勝手に使われたとか、騙されて高額な引き落としをさせられたとカード会社に申告すれば、請求は免除されるだろうと考える方もおられますが、店側はビデオを証拠として用意していますので、それも困難です。

（2）置き引き・スリ

- 事例 レストランでトイレに立った時や長距離バスの途中休憩で降りた時に座席や車内に置いていた荷物を盗られた。観光地で写真を撮って欲しいと頼まれ、カメラをのぞき込んでいる隙に、足下に置いていた荷物が無くなっていました。混雑した人混みや電車内で、着衣のポケットやカバンから財布を抜き取られた。複数人で取り囲んで話しかけられ、または、物を売りつけられている間に金品を抜き取られていた。

対策 犯人は目星をつけて、ターゲットの隙を狙っています。目的地を探すため路上で地図を見たり、お店で買い物をしたりしている時は、身の回りへの警戒心がゆるんでしまいがちです。どのような場合でも、貴重品は肌身から離さず、常に周囲に注意を払うようにしてください。

（3）悪徳じゅうたん店

- 事例 スルタンアフメット地区（旧市街）を巡っていたら、トルコ人から日本語で話しかけられ、日本へ行ったことがある、日本語や日本の文化に興味がある、又は日本の芸能人に友だちがいると言われて（実際にその芸能人と一緒に撮影した写真を見せてくる）、信用してしまった。その後、食事をおごられたり、無料で観光ガイドをしてもらったりしたので、じゅうたん屋に誘われても断れなかった。最後は高額な絨毯を勧められて、買ってしまった。

- 対策 悪徳じゅうたん店の従業員は、日本人旅行者に日本語で話しかけ、「単なる親切心から」という風を装って食事をご馳走したり、市内を案内したりして恩を売っておき、最後にじゅうたん店に誘うことで、日本人が断りにくい状況を作り出しています。

彼らの目的は高額なじゅうたんを買わせることであり、どんなに親切にされたとしても、買う気が無いのであれば毅然と断りましょう。

購入を考えておられる方は、じゅうたんは美術品と同じで「適正価格」の判断は簡単ではないことや、購入後の返品は困難であることを念頭において、多くの店を見た上で、信頼のおける店で十分納得して購入することです。特に向こうから声を掛けてきて、じゅうたん屋に連れて行くような店は避けるのが無難です。

(4) タクシー料金詐欺

○事例 流しのタクシーに乗ったが、イスタンブールの道路事情を知らないために、「ここは一方通行だ」などと言われて遠回りをされ、最後に高額な料金を請求された。または、目的地に着いたらメーターの料金表示が消えており、不当な額を請求された。

降車時に、請求額である45トルコリラを払おうとして運転手に50トルコリラを渡したが、いつの間にか5トルコリラにすり替えられており、更に40トルコリラを払うことになった。

○対策 流しのタクシー（特に、ドアの部分にタクシーの所属会社の名前が書かれていないもの）は利用せず、必ずホテル前やタクシー乗り場にいるタクシーを利用し、タクシーの車両番号を控え、その様子を運転手にも分かるようにすることも有効です。また、支払いの際は紙幣がすり替えられる前に、運転手と紙幣を確認しながら支払うようにしてください。

（ただし、イスタンブールの道路は日本と異なり、一方通行や右左折禁止の交差点が非常に多い複雑な作りであることも事実であり、地図にある最短経路どおりには行けないこともあります。）

(5) クレジットカード詐欺

○事例 じゅうたん店や土産物屋で代金を支払う際にクレジットカードを利用した。機械にカードを差し込み、暗証番号を入力しても「うまく決済できない」と言われて、繰り返し入力させられたり、他のクレジットカードも使って決済（暗証番号を入力）させられたりした。帰国後にカード会社に確認したら、何度も支払いをさせられていた。

○対策 まず信頼できる店で買い物することをお勧めします。支払いの際は、表示される金額を必ず確認してから、暗証番号を入力してください。

また、クレジットカード利用限度額の残りを把握し、十分決済できるはずなのに、店側が「決済できない」と言ってきた場合には、それに応じるのではなく、機械から印刷されるレシート（トルコ語で記載）を受け取って、信頼できるトルコ語を解する人に確認してもらうなどしてください。

(6) 性犯罪

○事例 日本語や英語で親しげに話しかけられ、日本の話題などで盛り上がり、夕食に誘われた。その時に、「今日はお祝いだ」などと言われ、アルコール度数の強いお酒を飲まされて、気がついたらホテルに連れ込まれていた。

食事後に車でホテルへ送っていくよと言われ、そのまま人気のない場所へ連れて行かれて、助けも呼べずに乱暴されてしまった。

- 対策 たとえ親切にされたとしても、初対面の人を全面的に信頼し、相手の言うままに行動することは大変危険です。日本語で話しかけられたからと相手について行くようなことは絶対にしないで下さい。また、服装や言動にも注意し、相手が犯罪を起こす気になるような「隙」を見せないことも重要です。できるだけ複数で行動し、トルコ国内でも使用できる携帯電話を持ち、大使館や総領事館、警察に連絡できるよう電話番号を登録しておいて下さい。

(7) その他

次のような事案も発生しておりますので、ご注意願います。

ア ひったくり

(後ろから走ってきた犯人に手荷物をひったくられる等)

イ 詐欺

(トルコ人とつきあい始めたが、その後借金の肩代わりや家族の病気療養費支払いなどを頼まれる恋愛詐欺、カッパドキアなどのツアーに申し込んだところ、事前の説明と異なり移動バスやホテルがひどい格安ツアー詐欺等)

4 住居・生活の安全について

(1) 住居の安全

- 泥棒が侵入しにくい1階（日本式の2階）以上を選定すること。
- 監視カメラが設置され、警備員が常駐している等、セキュリティの高い住居を選定することが望ましい。
- 家にいるときであっても、必ず玄関や窓のカギをかける。
- 入居時にカギは替えてもらう（以前の住人や出入りの使用人等が合い鍵を持っている可能性があるため。）とともに、玄関のカギは2つ以上つけることが望ましい。
- 見知らぬ来訪客は、ドアスコープやインターホン越しに対応する。
- 長期間外出するときは、貴重品は家に置かない。
- 見知らぬ人からの手紙や荷物の開封は十分注意する。
- 使用人やカプジュ（管理人）が信頼できるかどうかよく観察・確認する。
- 隣近所とは普段から良好な関係を築き、不審な点に気がついた時は連絡をもらうようにする。

(2) 外出時の安全

- 貴重品は肌身離さず、常に気を配る。
- 家族には、どこへ行くのか、何時に戻るのか予定を伝える。
- 道路を歩くときは、荷物は車道と反対側の手で持つ。

- カバンをひったくられそうになったときは大声（「イムダート（imdat）」＝助けての意味）を出して周囲の人の気を引きながらも、引きずられたり、殴られたりしてケガをしないよう必要以上に抵抗はしない。
- モスク（ジャーミィ）等宗教施設に入る際は、過度に露出した服装は控える（特に女性）。
- 夜間の一人歩きはできるだけ避ける。

5 その他の注意事項（トラブルにならないために）

（１）写真撮影にご注意！

許可を得ないで軍や警察関係施設を撮影していると、場合によっては拘束されることがあります。どうしても記念撮影を希望する場合は、先に施設関係者に許可を申し出てください（ただし、許可されるとは限りません。）。

要人の滞在するホテル周辺などでは、警護担当官が撮影を禁止する場合があります。また、博物館や美術館内での撮影は、事前に注意事項を確認してください。

（２）薬物犯罪にご注意！

トルコは地理的に薬物密輸のルートにもなりやすいため、薬物犯罪対策に力を入れており、薬物の不法所持には厳しい刑罰が科せられます。

過去にイスタンブール等で麻薬を運ぶ運搬役として、日本人が禁固刑に処された例があります。薬物犯罪に巻き込まれないため、次の点に注意してください。

- 麻薬の売買などの誘いかけには絶対に興味を示さない。
- 現地で知り合った人に荷物の運搬を依頼され、中身を確認せず安易に引き受けて、トルコ出発時や日本帰国時、他国での乗り換え中に薬物が入っていることが発見され、逮捕されるケースがあります。よほど信頼のおける人からでない限り、荷物の運搬などの依頼は引き受けず、やむを得ず引き受ける場合は必ず中身を確認してください。
- 鎮静剤など麻薬類の成分を含有する医薬品を携帯する場合には、医師の診断書や使用許可書等を取得・携帯しておくことをおすすめします。

（３）不法就労・不法滞在にご注意！

就労査証を取得せずに就労していることが発覚した場合には、罰金刑や国外退去処分などの措置に処せられます。

また、滞在許可証（イカメット）の発給を必要としない短期滞在者の滞在可能期間は、「１８０日間に合計９０日間を超えないこと」とされています。そのため、滞在期限前にいったんトルコから出国しても、上記１８０日間で合計９０日間を超えての滞在はできませんので、上記期間を超過して滞在予定の方で、①既にトルコに滞在中の方は、各県移民管理局にて滞在許可

証の発給を受ける、②これからトルコに入国予定の方は在日トルコ大使館にて必要な査証を取得した上で、入国後1か月以内に各県移民管理局にて滞在許可証の申請を行ってください。

(4) デモ活動にご注意！

当地では、デモが市街地で行われることが多く、2015年の治安関連法令の改正後、デモに対する警察の取締りは、政治性の有無にかかわらず、非常に厳しく、放水や催涙ガス等の実力行使で容赦なく鎮圧に当たることが多いため、デモを見かけたら、直ちにその場から離れ安全な場所に避難してください。

(5) 不敬罪にご注意！

トルコ共和国建国の父、ケマル・アタテュルクを冒瀆するような批判や悪口などを行った場合は処罰の対象となり得ます。過去に、邦人観光客が小学校の校庭に設置しているケマル・アタテュルクの胸像の頭部にトマトを載せて写真撮影したところ、警察に身柄を拘束された事例があります。

また、最近、大統領侮辱罪が頻繁に適用され、逮捕・実刑まで受けるケースが増えていますので、冗談であっても大統領を中傷するような発言やSNSでの書き込み等はするべきではありません。

(6) 骨董品等の購入・持ち出しにご注意！

骨董品の国外持ち出しについては、4年～10年の懲役または罰金刑が法律で定められています。この法律は、過去に多くの文化財等の骨董品が国外に持ち出されたために制定されたもので、保護の対象であることを知らなかった場合でも罪に問われますので、一般の土産店でも骨董品らしき物品（古いじゅうたんを含む。）の購入には注意が必要です。

6 交通事情と事故対策

(1) トルコの交通事情

交通マナーは良いとは言えず、信号無視、一方通行の逆走、猛スピードでの走行車両などが見受けられます。明らかに車両が歩行者より優先しており、道路を横断しようとしている歩行者のために一時停止しない車も多く、また、右左折する際にウィンカーを出さない車も多いため、歩いて移動する際は自己防衛に細心の注意が必要です。

トルコは交通事故が多い上に、道路事情も良くないところが多く、市街地の道路には配管工事の際に掘られた跡がそのまま放置され、ところどころに凹凸があつたりします。また、歩行者のマナーも決して良いとは言えず、横断歩道以外の場所でも車両の間を縫うようにして道路を横断するため、自動車を運転する際は細心の注意が必要です。

郊外の道路は、比較的交通量も少なく、一見走りやすい道路が多いのですが、その分スピードを出す車も多く、対向車線にはみ出して無理な追い越しをかける車や見通しの悪い丘陵の頂上などで突然対向車が現れることもあります。特に、道路の照明施設が不十分なため、夜間の運転には気をつけてください。

(2) 事故が発生したら

交通事故に遭遇した場合には、その現場を動かさずに、直ちに警察を呼んでください。特に、事故に巻き込まれた場合には、到着した警察官の実況見分が終わって、先方の当事者と警察官が現場を離れるのを確認してから現場を離れてください。先に離れてしまうと、相手方が警察官に賄賂を渡したりして、自分の都合のいいように調書などを書き換えさせることがあります。

なお、2008年から物損交通事故の新処理システムが実施され、事故当事者全員が同意し指定の様式を作成した場合には、警察の介入を要請する必要がなくなりました。しかしながら、事故現場においてトルコ語で自分の言い分を主張し、他の当事者を納得させて事故状況レポートを作成することは、非常に難しいことだと思われまますので、物損交通事故の場合であっても、これまでと同様に警察の支援を要請することをお勧めします。

7 テロ・誘拐対策

近年のテロ事案では、軍や警察等の政府関連施設がテロのターゲットとなっており、過去には観光スポットやナイトクラブでもテロが発生しているため、これらの施設を利用する際には特段の注意が必要です。

つきましては、テロや誘拐事件に巻き込まれないよう、以下の諸点に十分ご注意ください。

- 警察、軍、政府施設、政党事務所、ナイトクラブなどテロの標的になりやすい施設にはできるだけ近寄らない。
- ホテルやショッピングセンター等を利用する際は、金属探知機や警備員が配置されているセキュリティの高い施設を選ぶ。
- 自宅周辺での不審物・車両、不審人物の存在に警戒し、注意を払う。
- 犯人に行動パターンを読まれないように、日によって通勤・通学の経路や時間を変えたりするよう努めるとともに、尾行する者がいないか注意を払う。

8 緊急連絡先

- ◎ 警察（国内共通） 1 5 5
- ◎ 交通警察（ " ） 1 5 4
- ◎ 軍警察（ " ） 1 5 6
- ◎ 消防（ " ） 1 1 0
- ◎ 救急車（ " ） 1 1 2
- ◎ 沿岸警備隊（ " ） 1 5 8
- ◎ 在トルコ日本国大使館
電話 0312-446-0500
ホームページ https://www.tr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/
- ◎ 在イスタンブール日本国総領事館
電話 0212-317-4600
ホームページ https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/
- ◎ 日本国外務省
電話 0081-3-3580-3311
海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ◎ シルケジ警察（旧市外地区）0212-526-8100
- ◎ タクシム警察（新市街地区）0212-297-2828
- ◎ ターキッシュ・エアラインズ（トルコ航空）0212-463-6363

9 緊急時に役に立つトルコ語

- 助けて！ imdat！（イムダート）
- 警察を呼んで！ polis çağırın！（ポリス チャールン）
- 泥棒！ hırsız！（フルスズ）
- 人殺し！ katil！（カーティル）
- 爆弾 bomba（ボンバ）
- 交通事故 trafik kazası（トラフィック カザース）
- 救急車 ambulans（アンビュランス）
- 病院 hastane（ハスターネ）
- 火事 yangın（ヤングン）
- ～はどこですか？ ~nerede?（～ ネレデ?）
- 日本国大使館 Japonya Büyükelçiliği
（ジャポンヤ ブユックエルチリイ）
- 日本国総領事館 Japonya Başkonsolosluğu
（ジャポンヤ バシュコンソロスルウ）
- 日本国総領事館と連絡を取りたい
Japonya Başkonsolosluğu ile görüşmek istiyorum.
（ジャポンヤ バシュコンソロスルウ イレ ギョルシュメッキ イスティヨルム）

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

緊急事態に備えて普段からどういうことをしておくべきか、いざ発生したときどう対応するか等について簡潔にご説明します。

なお、ここで言う「緊急事態」とは、大地震や大洪水などの自然災害、テロやクーデター、暴動や戦争といった、皆さんの身の安全が脅かされるおそれがあるような事態をいいます。

1 平素の準備と心構え

(1) 在留届と「たびレジ」

法律により、外国に3か月以上滞在する予定の日本人は、その住所を管轄する日本の大使館や総領事館といった在外公館に、在留届の提出が法律で義務付けられています。住所が決まりましたら、在外公館へ在留届を提出して頂くか、外務省ホームページで在留届を行ってください。また、3か月未満の短期滞在旅行者には、「たびレジ」に登録することができます（前ページの「海外安全ホームページ」から登録できます）。

在留届の登録内容に変更が生じた場合（住所や電話番号の変更、帰国など）には、在外公館へ提出された方は電話またはメールにて変更の連絡を、外務省ホームページで登録した方は同ホームページで変更が可能です。

万が一、緊急事態が発生した場合には、在外公館では在留届や「たびレジ」の情報をもとに皆様の連絡先を確認し、安否確認や必要な援護を行います。

(2) 緊急時連絡方法の申告せ

- 家族の間で、電話で連絡が取れなくなったときやばらばらになったときの集合場所を決めておく。
- 日本の家族や関係者に緊急連絡先（複数あれば、なおよい）を伝えておく。

(3) 移動手段の備え

- 飛行機のチケットがすぐに購入できる旅行会社をチェックしておく。
- 車をお持ちの方は、まめにガソリンを補給して常に満タンにしておく。
- 車が使用できなくなった時の交通手段や経路を調べておく。

(4) 情報収集

- 日ごろから新聞やテレビ、インターネットでニュースをチェックし、トルコやその周辺国を巡る情勢について常に関心を持つようにする。

2 緊急事態に備えてのチェックリスト

次のようなものをいつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

- パスポート
- 滞在許可証（イカメット）
- 現金（トルコリラと米ドルなどの外貨）
- 水と食料（1人につき3、4日分）
※すぐに持ち運べるようリュックなどに入れておくとよい。
- 携帯電話（充電器や予備バッテリーも。また、衛星携帯電話もあるとさらによいでしょう。）
- 薬（特に常備薬）
- ラジオ
- 地図
- 懐中電灯
- マッチやライター

3 緊急時の行動

（1）家族の無事の確認

- 家族間で無事を確認し、できるだけ早く安全な場所に集まる。
- 近くに日本人が住んでいれば、お互いに助け合い、一緒に行動する。
- 長時間連絡が取れない家族がいる場合には、総領事館へ連絡する。

（2）日本の家族や関係者への連絡

- 日本の家族や関係者に無事であることを連絡する。
- 総領事館へ無事であることを連絡する（電話やメール等、どのような方法でも結構です。）。

（3）情報収集

- テレビやラジオ、インターネットを通じて関連情報の収集に努める。
- 飛び交うデマなどに惑わされず、周囲の状況をよく見極めて判断する。

（4）避難するかどうかの見極め

- 空港が閉鎖されてしまうこともあるため、できるだけ早く自力で出国する。
- 避難が困難な事態に陥ったときは、総領事館へ連絡してください。

4 避難の際の注意事項

- 自主的に避難する時は、事前に総領事館までご連絡ください。
- 避難の途中で家族がはぐれることがないように気をつけてください。
- 避難できなくなったり、当局に拘束されたりした場合には、直ちに総領事館へ連絡してください。
- 混乱に乗じた犯罪や弱みにつけ込んだ悪質な行為の発生も考えられますので注意してください。
- どこへも避難する場所がなくなった場合の最終的な避難先は、総領事館、総領事公邸又は日本人学校になります。
 - 総領事館 : Tekfen Tower 10th Floor, Buyukere Cad. No. 209,
4 Levent, 34394 Istanbul
電話 : 0212-317-4600
 - 総領事公邸 : Ayhan Sokak No.18, Degirmentepe Emirgan, Istanbul
 - 日本人学校 : 治安上の理由により、住所は現在公開されておりませんので、上記総領事館へお問い合わせください。
- アンカラに近い方は、在トルコ日本国大使館と連絡をお取りください。
 - 日本国大使館 : Resit Galip Cad.No. 81 G. O. P. ANKARA
電話 : 0312-446-0500

IV 最後に

1 総領事館は全力を尽くします

総領事館では、緊急事態が発生したり、その蓋然性が著しく高まったりした場合には、総領事館内に「緊急事態対策本部」を設置し、

- 関連情報の収集・提供
- 在留邦人（旅行者）の皆さんへの安否確認、連絡、支援
- 日本から寄せられる安否確認への対応

などに全力を尽くします。

2 緊急事態発生時には混乱が予想されます

緊急事態ともなると、日本から皆さんの安否確認や各種照会が殺到することから、総領事館への電話が殺到し、回線がふさがることが予想されます。

もし、総領事館への電話連絡等がつかない場合には、我が国の外務省（0081-3-3580-3311）まで連絡してください。

3 これだけはお願いします

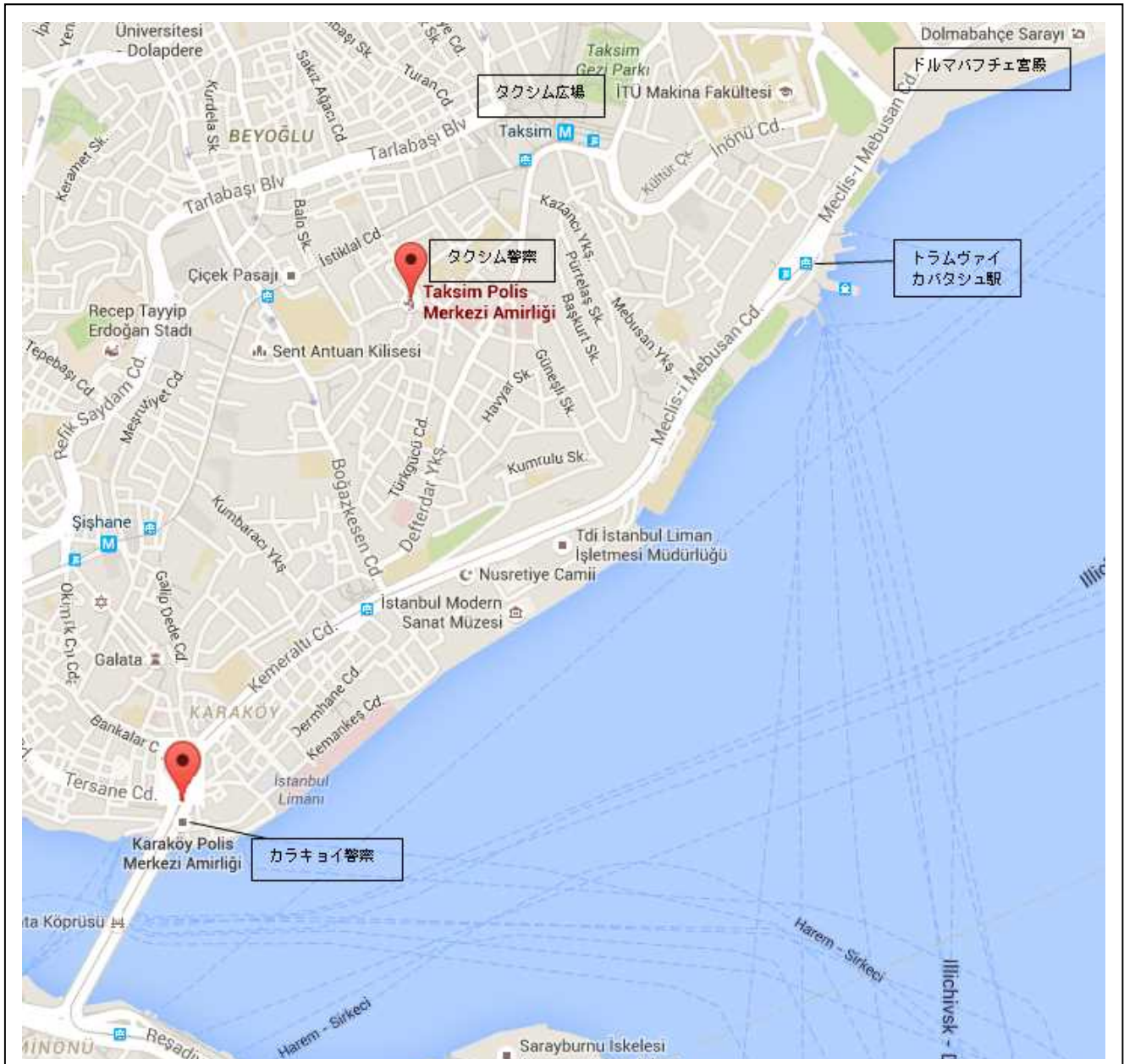
緊急事態の発生時に国外や国内の遠方に滞在していて、自分が安全な場合には、つつい家族や関係者へ連絡を入れることを忘れ、総領事館から本人にも連絡がつかず、安否確認に時間を要するケースがあります。

したがって、安全が確保されていて問題がない場合であっても、安全であることを、日本のご家族や総領事館に連絡することをお願い致します。

4 その他

普段の生活の安全に関して相談したいことがあれば、遠慮なく総領事館までご連絡ください。

新市街タクシム地区



タクシム警察： 住所： Kocaağa Sok. No:2、 Beyoğlu/Istanbul
電話番号： (0212) 293 0397

カラキョイ警察： 住所： Kemankeş Karamustafa Paşa mah.
Kemankeş cad. Fransız çıkması. No:1、 Beyoğlu/Istanbul
電話番号： (0212) 292 5758

旧市街スルタンアフメット地区



シルケジ警察： 住所： Hoca paşa mah. İstasyon arkası sok. No.5
Sirkeci/Fatih/İstanbul
電話番号： (0212) 522 2670